

信息技术用語⑥非法下载

大家是否通过电脑听音乐或是看电影呢？想必有的人还利用智能手机（敬请参照本刊第 57 期）来看电影或听音乐吧。不仅仅是中国的音乐、电影，或许也包括日本的作品吧。有一种叫做版权法的法律，给予音乐及电影的制作者以不允许他人擅自享用自己作品的权利（版权）。大家是否知道，未经作者认可而擅自上传（上载）的作品，被称为“盗版”。而将盗版作品载入自己电脑的行为（下载），乃非法行为，被称为“非法下载”。

2010 年 1 月以前，个人以欣赏日本的音乐及电影为目的（个人观赏）而通过电脑下载作品的行为，即使未经作者同意，基本上都是不受限制的。但是，近年随着电脑用户的增加，

IT 用語⑥違法ダウンロード

みなさんは、パソコンを使って音楽を聴いたり、映画を見たりしていますか？人によっては、スマートフォン（本誌57号参照）を使って映画や音楽を楽しんでいる人がいることでしょう。中国の音楽や映画ではなく、日本の作品を楽しんでいる方もいるかもしれません。音楽や映画の作品を作った著者には、著作権法という法律によって、無断で作品を利用させない権利（著作権）が与えられています。著者に許可なく、無断で掲載（アップロード）されたものを「海賊版」と言いますが、その海賊版をパソコンの中に取り込むこと（ダウンロード）は違法な行為で、「違法ダウンロード」と呼ばれています。みなさん、知っていましたか？

2010年1月以前は、みなさんが個人で日本の音楽や映画を楽しむこと（私的利用）を目的に、それらをパソコンなどにダウンロードすることは、著者に了承を得なくても、基本的

海盜版也日益增多。如果大家都不购买正版作品,而是下载海盜版的音乐或电影的话,那么,作品的制作者便得不到应有的收入,难免会对文化的正常发展形成阻碍。因此,2012 年 6 月日本对版权法进行了修改,即使是出于个人观赏目的,在知道作品为海盜版的情况下,依然下载的话,将被处以两年以下监禁或 200 万日元以下的罚款(被害人起诉罪=由制作人起诉而成立的罪行)。此项法令,已于 10 月 1 日正式付诸实施。

那么,我们都应该注意些什么呢?

首先,要对网络上的音乐及电影是否属于海盜版,做出一个正确的判断。非海盜版之音乐及电影,其网页上会有一个有“L 标记”(即意味着 Licence(认证)之  “L”的标志),要确认好这一标记。

其次,要对下载“无 L 标记作品”这一行为是否属于非法行为,做出一个判断。

以下乃文化厅指定的合法行为,可以放心去做。

- ①下载电视剧等电视节目的海盜版(已刻成 DVD 上市出售的作品除外)。
- ②听或看海盜版音乐或电影但不下载。
- ③朋友以附件形式发过来的音乐或电影数据复制在自己的电脑里¹。
- ④网页上的照片或漫画复制在自己的电脑里。

自由に 行っても大丈夫でした。しかし、近年インターネットの利用者増加に伴い、海賊版が多くなってきました。みんなが正規購入せずに、海賊版の音楽や映画をダウンロードすると、著者にお金が入ってこなくなり、文化の発展を妨げることにもなりかねません。そこで、2012 年 6 月の著作権法改正によって、私的利用であっても海賊版の音楽や映画を、海賊版であると知りながら、パソコンなどにダウンロードした場合、2 年以下の懲役もしくは 200 万円以下の罰金を科す(親告罪=著作権者の告訴によって罪が成立する)こととなりました。この法令は、すでに 10 月 1 日より施行されています。

では、私たちが注意しなければいけないことは何でしょうか?

まず、最初にインターネット上にある音楽や映画が、海賊版であるかどうかを判断することです。海賊版でない音楽や映画には、そのホームページ上に「エルマーク」(Licenceの「L」を意味します)がつけられているので確認してください。

次に「エルマークのついていないもの」をダウンロードする行為が違法かどうかを判断しなくてはなりません。

以下は、文化庁が指定したもので、違法ではなく安心して行える行為です。

- ①ドラマなどのテレビ番組の海賊版をダウンロードする(DVD が市販されている場合を除く)。
- ②海賊版の音楽や映画をダウンロードせずに見る。
- ③友人から添付メールで送られてきた海賊版の音楽や映画のデータファイルを自分のパソコンにコピー¹する。
- ④ホームページ上にある写真や漫画をパソコンにコピーする。

1 下载与复制的区别是什么？

将上传于互联网上的数据传送到自己电脑里的行为，被称为“下载”；而将已经下载下来的文件进行复制的行为，就叫做“复制”。

此外，出于个人欣赏以外的目的而下载作品的行为，若不属于版权例外规定（敬请参照 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/chosakubutsu_jiyu.html）范畴的话，将以侵犯复制权的罪名，被处以 10 年监禁或 100 万日元以下的罚款。顺便说一句，若擅自上载作品的话，将被处以两年以下监禁或 200 万日元以下的罚款（被害人起诉罪）。

此项法令仅适用于日本的音乐及电影作品，而中国的音乐及电影作品，不属于此法令的适用范畴。（M）
转载自文化厅网页

1 ダウンロードとコピーの違いは？

・・・インターネット上にアップロードされているデータを自分のパソコンなどに転送することを「ダウンロード」と呼び、すでにダウンロードされたファイルを複製することを「コピー」と呼ぶ

なお私的利用以外でダウンロードした場合、著作権の例外規定（参照 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/chosakubutsu_jiyu.html）に該当しない場合は、複製権侵害として懲役 10 年もしくは 100 万円以下の罰金が科されます。ちなみに、無断でアップロードした場合、懲役 2 年もしくは 200 万円以下の罰金となっています（親告罪）。

これらの法令は日本の音楽や映画のみについて適用され、中国の音楽や映画については適用外です。（M）

文化庁HPより転載



标有 L 标记的音乐传媒公司网页

エルマークのついた音楽配信会社のHP



L 标记
エルマーク